

香川県立中央病院臨床倫理専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は香川県立中央病院倫理委員会規程（「倫理委員会規程」という。）

第7条の規定により設置される香川県立中央病院臨床倫理専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 専門委員会は、倫理委員会規程第8条第1項の4号から12号に関する迅速審査及び、院内の倫理に関する教育研修会の企画、開催に関する事務を行う。

(組織等)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 看護部職員
- (3) 事務局職員
- (4) 薬剤部職員
- (5) その他院長が必要と認める者

- 2 前項の委員は、倫理委員会規程第4条第2項に規定する委員長（以下「倫理委員会委員長」という。）が選考し、院長が任命する。
- 3 専門委員会に委員長を置き（以下「専門委員会委員長」という。）、院長が任命する。
- 4 専門委員会委員長を補佐するために、委員の中から副委員長を専門委員会委員長が指名する。

(任期)

第4条 第3条第1項第1号から第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員会の議事)

第5条 専門委員会委員長は、第2条に関して必要があると認めた場合、専門委員会を招集することができる。委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができず、その議事は出席した委員の3分の2以上の合意により決する。

(臨床倫理コンサルテーションチーム)

第6条 専門委員会に、極めて迅速な判断を要する事案に対する審議をするため、臨床倫理コンサルテーションチームを置く。

2 臨床倫理コンサルテーションチームの構成員は専門委員会委員長が指名する。

(報告)

第7条 第5条の開催結果を香川県立中央病院倫理委員会に報告するものとする。

2 第6条の協議結果は、申請者及び申請者が所属又は従事する部署の責任者に報告し、専門委員会に報告するものとする。

(守秘義務と患者等の匿名性の保持)

第8条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 専門委員会において、患者及び患者家族の匿名性を担保するものとする。

(専門委員会の事務)

第9条 専門委員会の事務は、診療支援課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に組織する専門委員会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程の一部を改正し、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この規程の一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。